

小室みえこの議会報告

発行：市民ネットワーク（小室みえこ・岡田さわこ）
野田市山崎2694 C-302 Tel.7125-8539

野田市住民投票条例

市民のための住民投票条例になるのだろうか？

7月2日から8月2日の間「野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）」についてパブリックコメントが行われた。42件の意見から24件が反映され、11月15日に基本方針が公表された。9月議会でも、主に2点を大きな問題点として取り上げた①住民だけでなく市長や議会に発議権をもたせてしまっている②住民投票運動において、不当に干渉される買収、脅迫その他不正の行為とともに個別訪問を禁止し、罰則規定が設けられている（全国初の罰則規定のため千葉検察庁と法務省が協議）今回、①については修正がなかった。👤「市長や議会は現行の地方自治法に基づいて条例制定ができます。また、市長派が過半数を超える野田市議会では、市からの条例提案は、賛成多数で100%通っていること、タウンミーティングなどの市民参加が乏しく住民の意思政策過程の制度保障がないことから市長や議員に発議権は必要ないのではないのでしょうか」②については、署名運動以外の住民投票運動における個別訪問を禁止し、罰則規定は、個別訪問を除くと修正があった。（検察が罰則規定に消極的だったため禁止行為のみとしている）👤「公職選挙法には、個別訪問の禁止や違反者の罰則が設けられていますが、住民投票は、投票結果に法的拘束力がないため、住民が事案について情報を得て、議論を十分に尽くしたうえで実施されるべきで自由な投票活動を委縮させるのではないのでしょうか」

今後は、今回公表された基本方針にパブリックコメントを募集して（12月中旬）3月議会に条例案として上がってくるので、是非意見を提出しましょう。

12月議会を傍聴しよう！！

期 日	会議予定時刻	会 議 予 定	主 な 会 議 内 容
11月30日(火)	午後1時	本会議(開会)	会期の決定、議案上程、市政一般報告
12月 8日(水)	午後1時	本会議	議案質疑、委員会付託
9日(木)	午前10時	本会議	一般質問
10日(金)			
13日(月)			
14日(火)	未定	常任委員会	議案の審査
15日(水)	未定		
20日(月)	午前10時	本会議(閉会)	委員長報告、質疑、討論、採決